

直監第235号  
令和4年12月12日

直方市監査委員 大場 亨  
直方市監査委員 田代 文也

## 定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項によりその結果を提出し、かつ、公表する。

### 記

#### 1. 監査の対象 総合政策部 総務課

① 監査の期間 令和4年 11月 1日から  
令和4年 11月 30日まで

② 日程及び実施場所  
●概要聴取 令和4年 10月 26日（監査委員事務局）  
●備品検査 令和4年 11月 15日（美術館収蔵庫・情報管理係執務室）  
●監査講評 令和4年 12月 12日（監査委員事務局）

#### 2. 監査の方法

今回の定期監査は、令和4年度（令和4年9月末日現在）における総務課の所管に係る財務事務等を対象に関係資料の提出を求め、職員から説明を聴取し実施した。

#### 3. 監査の着眼点

- ① 前回の指摘・注意助言事項の検討・改善が行われているか。
- ② 予算執行、収入、支出及び財産の管理等の事務は適切かつ効率的に行われているか。
- ③ 事務事業の執行にあたっては、住民の福祉の増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。
- ④ 事務事業の執行が法令、条例、規則、予算及び議決等に基づきなされているか。

- ⑤ 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。
- ⑥ リスク管理（チェック体制）の整理は適切に行われているか。また、その体制は有効に運用されているか。
- ⑦ 現金の管理は適切になされているか。
- ⑧ その他特に必要な事項

#### 4. 監査の結果

##### (1) 指摘事項

指摘項目	指摘の内容	指摘の根拠	監査委員意見
事務処理について	公文書開示資料コピー代の事務処理において、利用者からその都度代金を徴収しているが、指定金融機関への納入は4月からの分を9月にまとめて行っている。	<p><b>直方市財務規則第44条第1項</b> 現金取扱員は、収納した現金を即日現金領収帳及び収納金払込書（様式第14号）により指定金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならない。</p> <p><b>同条第2項</b> 前項に規定する即日払い込みができない場合は、会計担当課内金庫に一時保管し、翌日（当日が指定金融機関及び収納代理金融機関の休業日であるときは、その翌日）正午までに指定金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならない。 ただし、会計担当課内金庫に一時保管できない場合は、自己の責任において最善の方法により保管しなければならない。</p>	前回の定期監査と同様の状況となっている。 現金を受領したときは遅くとも翌日までに納入することが定められていることから、規定に沿った正しい事務処理をされたい。

文書事務及び、事務事業に関する財務等の執行は概ね適正であったが、一部の事務において改善、検討を要する事項が見受けられた。文書管理システムによる「随意契約理由書・契約締結伺」については、注意・助言等の内容を確認し適正な事務処理を行うとともに、財務事務の執行と併せて、法令、条例、規則に基づき万全を期されるように望むものである。